令和７年１１月６日

[redacted]　殿

日本大学通信教育部
（教　務　課）

お問い合わせに対する回答について

標記のことについて，お問い合わせにフォームにいただいた御質問について，以下のとおり回答いたします。

本件について，御不明な点がございましたら，教務課（TEL:03-5275-8911）までお問い合わせください。

１　回答内容

令和７年１０月２４日にいただいたお問い合わせについては，以下のとおりとなりますが，個人情報の保護等の関係上，全ての御要望には対応いたしかねますので，御了承ください。

①メディア授業（LMS）用の ID・パスワードが発行された記録（有無・発行日時・送付先・送付方法）

ログインに係る方法については，２０２４年9月１７日に普通郵送で発送した受講料に係る御案内に同封したメディア授業開講に伴う通知文書において，ポータルサイトで御案内する旨を御連絡しております（添付書類①）。

その後，２０２４年１０月２日にポータルサイトでログイン方法の御案内しておりましたが，２０２４年9月２８日付で退学されておりますので，受講に係るＩＤ及びパスワードを確認した記録がありません。

なお，学生へ連絡した詳細については，掲載期間を過ぎており，事務システムから掲載内容を出力することになりますが，システムの構造上，他の受講学生の個人情報を含むものになるため，現時点での提供は致しかねます。

②メディア授業システムへのログイン履歴（日時・IP アドレス等）の有無および写し

上記１に回答のとおり，２０２４年１０月２日にポータルサイトでログイン方法の御案内しておりましたが，退学後でポータルサイトにアクセスした履歴がないため，メディア授業の学修管理システムへログインした履歴もありません。

③履修申込のタイムスタンプ（申込日時・処理日時のログ）

履修登録については，２０２４年８月下旬～９月上旬にわたって複数回実施されております。また，メディア授業の受講申込については，２０２４年９月１日にポータルサイトから御本人が対応されています。

履修登録記録

科目コード	科目名	登録日時
C101000	英語Ⅰ	20[redacted]
C102000	英語Ⅱ	20[redacted]
C103000	英語Ⅲ	20[redacted]
C104000	英語Ⅳ	20[redacted]
C107S00	実用英語検定	20[redacted]
C108S00	ＴＯＥＩＣ	20[redacted]
N201000	イギリス文学史Ⅰ	20[redacted]
N301000	イギリス文学史Ⅱ	20[redacted]
N302000	アメリカ文学史	20[redacted]
N303000	英語史	20[redacted]
N202000	英文法	20[redacted]
N304000	英作文Ⅰ	20[redacted]
N305000	英作文Ⅱ	20[redacted]
N306000	英語音声学	20[redacted]
N204000	英語文学概説	20[redacted]
N308S00	西洋古典	20[redacted]
N309000	ｽﾋﾟｰﾁｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ	20[redacted]
N312000	英米文学特殊講義	20[redacted]
N401S00	英語学演習Ⅰ	20[redacted]
N314000	新聞英語	20[redacted]
N316000	英米事情Ⅱ	20[redacted]

メディア授業受講申込履歴

講座コード	科目名	登録日時
MB06	英語Ⅰ	20[redacted]
MB08	英語Ⅱ	20[redacted]
MB09	英語Ⅲ	20[redacted]
MB22	英語文学概論	20[redacted]
MB20	イギリス文学史Ⅰ	20[redacted]
MB10	英語Ⅳ	20[redacted]
MB21	英文法	20[redacted]

履修登録及びスクーリング等（メディア授業を含む）の申込みに係る詳細の処理日時等については，現時点で日時のみの回答とさせていただき，発行元のシステムログ等の詳細については必要に応じて対応いたします。

④該当科目に関する請求書発行日、請求金額、大学側の入金記録（入金有無と入金日時）

２０２４年９月１２日付依頼書にて７科目分の受講料１４万円の受講料の振込依頼を普通郵便で送付しておりますが，受講料の納入はありませんでした。この際の振込み期限は２０２４年１０月４日となっておりました。（添付書類②及び③）

⑤課題提出・単位認定の履歴（有無・該当日時・内容の写し）

メディア授業に係る学修管理システムへのログインがされておりませんので，課題提出及び単位認定等の履歴もありません。

⑥学内で当該授業の「学修機会を提供した」と判断した根拠となる内部文書（該当する場合）

メディア授業の受講には受講料の納入が必要となっており，このことは入学時に配布している『令和６年度学修要覧』の「第３章　学修方法」において，「スクーリング（メディア授業を含む）受講の流れ」で説明しているとおりです。受講料が納入されていないこと及び開講期間に既に退学していることを踏まえ，メディア授業については学修機会の提供を要しないもの思料いたします。（添付書類④）

また，受講料の納入が必要になることについては，前述の学修要覧以外にもメディア授業の受講申込開始時にポータルサイトに掲載した周知文書でも御案内しております。（添付書類⑤）

なお，１０月２３日にお問い合わせフォームで入学金，選考料，授業料，補助教材費，校友会費の返還について御連絡をいただきました。授業料については，『令和６年度学修要覧』の「第３章　学修方法」に示しているとおり，履修登録により学修行為が開始となり，ポータルサイトの利用，配本申請及び科目修得試験の受験等が可能な状況であることから，授業料分の教育サービスを提供していると判断しております。

また，補助教材費については，学修要覧のほか，教材要綱，学修計画表，スクーリング開講科目予定表，科目修得試験の手引き等の印刷物を紙媒体又はＰＤＦファイルで提供しております。

入学金及び選考料については，平成18年11月27日最高裁（事件番号 平成17(受)1158）の判決内容に基づき，所定の期日までに入学辞退の申し出があった場合には，入学金及び選考料を除く入学諸費用を返還しておりますが，当該期日までにお申し出がありませんでしたので，返還の対象にならないと判断しております。

校友会費については,『令和６年度学修要覧』の「第６章　学修サポート・学生生活サポート」に示しているとおり, 在学生への医療費助成制度を行っております。ただし, 校友会費は日本大学校友会からの委託徴収となっておりますので，詳細については日本大学本部校友会事務局（TEL：03－5275－9300）へお問い合わせください。

在学生としてポータルサイトにおいて履修登録等の学修行為をされており，御本人からの退学願の提出を受けて２０２４年９月２８日付けで退学をされたため，授業料等の諸費用は消費者契約法に基づく損害又は民法に基づく不当利得にあたらないものと思料いたします。

２　添付書類

①　メディア授業開講に伴う通知文書（写）

②　令和６年度メディア授業（後期）受講料納入について（写）

③　メディア授業（後期）受講料振込依頼書（写）

④　令和６年度学修要覧

⑤　令和６年度メディア授業（後期）について

以　　上